

各都立学校長
庁内各部長
多摩教育事務所長
教育庁各出張所長
各事業所長

殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕司
(公印省略)

まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 3 年 3 月 18 日付 2 教総総第 2699 号「緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応について (依頼)」により、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り組んでいただいているところです。

本日、国は、まん延防止等重点措置の東京都に対する適用を決定しました。東京都においては、4 月 12 日から 5 月 11 日まで、23 区及び八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の 6 市を対象区域として、「徹底した人流の抑制」「徹底したあらゆる場面のリスク抑え込み」「徹底した医療提供体制等の整備」を三つの柱に、都県境を越える外出自粛やGW中の旅行延期、テレワークの徹底、学校における感染症対策の徹底やデジタル機器の積極的な活用など、まん延防止等重点措置を実施することとしました。

都立学校においては、対象区域にかかわらず、新学期に当たり、ガイドラインに基づく学校や家庭での感染症対策を再度確認してください。また、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、下記のとおり、感染症対策を一層徹底してください。さらに、児童・生徒等への学校内外における感染症対策の指導とともに、保護者の皆様への周知もお願いします。教職員等においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、都民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

1 児童・生徒等に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1 m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 時差通学について

- 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を継続する。

(3) 教育活動について

- 現在の感染状況を鑑み、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。

ア 部活動について

- 都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。
- 大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総総第2566号添付の別紙1「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙2「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合については、別紙1を所管の学校経営支援センターに提出する。センターは内容を確認の上、指導部指導企画課に提出する。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 練習試合や合同練習等は行わない。ただし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人

数にする等の感染症対策を徹底する。

○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、中止とする。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

○吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、別途通知するまで実施しない。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

イ 学校行事について

○校外での活動は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。

○修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、延期又は中止とする。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

ウ 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

エ 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。不要不急の外出は避ける。

○生徒のみの会食やカラオケはしない。

○不要なアルバイトは控える。

2 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

○不要不急の外出自粛。都県境を越える外出はしない。

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無

理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)

- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- 会食は短時間で、家族又はいつも近くにいる人と少人数で。会話の際はマスク着用。
- 歓迎会には参加しない。

3 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際にも必ずマスク着用)
- 毎朝検温、健康観察(健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
- 出勤時の健康チェック(健康チェック票に検温結果等を記録)
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 勤務時間外や家庭における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出自粛。都県境を越える外出はしない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
- 毎朝検温、健康観察(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- 会食は短時間で、家族又はいつも近くにいる人と少人数で。会話の際はマスク着用。
- 歓迎会は実施しない。

4 オンラインの活用

- 今後の感染拡大のリスクを鑑み、日々の教育活動において、全教員が既にアカウントを配布している統合型学習支援サービスを活用した教育活動に取り組むなど、オンラインの積極的活用・定着に取り組む。

5 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電話 03(5320)6845

指導部特別支援教育指導課

電話 03(5320)6847

都立学校教育部特別支援教育課

電話 03(5320)6753

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電話 03(5320)6877

【教職員の服務について】

人事部職員課

電話 03(5320)6792

【教職員の自宅勤務・休暇について】

人事部勤労課

電話 03(5320)6801

【ガイドラインについて】

総務部教育政策課

電話 03(5320)6713

【その他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）

電話 03(5320)6718